\bigcirc 玉 土交通省告示第二百七十八

での規 で及び 8 る告示 旅 客自 定に 貨 物 \mathcal{O} 動 、基づ、 車 自 部を改正する告示を次のように定める。 運 動 き、 送 車 事 運 業運 送 対 事 面 業輸 によ 輸 規 る点呼り 送 則 安全規 (昭 と同 和三十一 則 等の 平 -成二年 年運輸省令第四十四号) 効果を有するものとして国土交通大臣 運 輸 省令第二十二号) 第二十四条第 第七 条第 が 定め 項 項から第三 か る 5 方法 第三 項 を定 項 ま Ĵ

令和六年三月二十 九 日

玉 |土交通 大臣 斉藤 鉄 夫

対 面 に よる点呼 と同 等 \mathcal{O} 効果を有するも のとし て国土交通大臣が定める方法 を定め る 告示 \mathcal{O}

部 を改正す る告示

対 面 による点呼 と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 **令** 和 五

年 国· 土交通省告示第二百六十六号)の一 部を次のように改正す Ź.

傍線 規定 後欄 に掲 次 を付 \mathcal{O} \mathcal{O} に掲 げ 傍 表に Ś 線 L た規定 げるも を付 より、 対象規定として移動 L た部分 改正 ののように改 。 以 下 前 欄 のように改め、 「対象規定」という。 に掲げる め、 Ĺ る規定 改正 その標記部分が異なるも 後欄 改 \mathcal{O} Ī 傍 に掲げ 線 前 欄 を付 は、 及び る対象規定で改正前欄にこれ L 改正: その標記 た部分をこれ 後欄 O部分が は に対応 改 正 に 前 同 順 L 欄に 次 て掲げるその 0 対 も の 応 掲げ す は当 に対 る対 る改 象規定 標 応する 該 正 対 記 後 象規定を改 部 欄 を改 ŧ に 分に二重 掲 \mathcal{O} を掲 げる 正 後

欄

正

(遠隔点呼の実施)	一・二 (略) る。 が定める方法により行う点呼に使用する機器は、次に掲げるものとすが定める方法により行う点呼に使用する機器は、次に掲げるものとす第三条 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣(点呼に使用する機器の種類)	二・三 (略)二・三 (略)二・三 (略)二・三 (略)二・三 (略)二・三 (略)二・三 (略)二・三 (略)二・三 (略)	(総則)	改正後
(遠隔点呼の実施)	一・二 (略)	二・三 (略)二・三 (本)二・三 (本)二・三 (本)二・三 (略)二・三 (本)二・三 (本)二・二 (本)二・二	(総則)	改正前

実施地点間」という。) において行うことができるものとする。社営業所の車庫と次に掲げるいずれかの場所との間 (以下「遠隔四条 遠隔点呼は、点呼を行う運行管理者等がいる自社営業所収 の間(以下「遠隔点呼いる自社営業所又は自

自社営業所又は当該営業所の車庫

完全子会社等の営業所又は当該営業所の 車 庫

宿 泊施設その他これらに類する場所 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動 軍内、 待合所、

(遠隔点呼機器の機能の要

第五条 遠隔点呼機 路は、 次に掲げる要件を満たすものでなければなら

一 ~ 七

項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとと遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイからニまでに掲げる事 もに、その記録を一年間保存する機能を有すること。

業務前の遠隔点呼に 係 る事 項

(3)(1)- (12) - (格) - 遠隔点呼の日時 - 高号、番号等 用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別で遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業・22 (略)

(13) (5) (4) を行 'う場 ※合に

(14)(略)

業務後の遠隔点呼に に係る事 項

(3)(1)遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業② (略)

> 第四 」という。 条 。)において実施することができるものとする。 点 次に掲げる二地 点間 以 下「遠隔点呼 実 施 地 点

間

自社営業所と当該営業所内の車庫との 間

自社営業所の車庫と当該営業所内の 他の 車 庫 غ 0 間

自社営業所と他の自社営業所との 間

自 社営業所と他の自社営業所内の車 庫 車 間

自社営業所内の車庫と他の自社営業所内 内内のの 庫 غ 0) 間

六 五 四 自社営業所と完全子会社等の営業所内の車自社営業所と完全子会社等の営業所との間 庫

自 社営業所内の車庫と完全子会社等の営業所内の との 車 間 庫との間

第五条

(遠 遠隔点呼機器は、隔点呼機器の機能の の要件) 次の各号に掲げる要件を備えなければならな

一~七

電 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイ及び口に掲げる事っ七 (略) その記録を一年間保存する機能を有すること。「磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するととも 項 に

業務前の遠隔点呼に係る事 項

(3) (1) 遠 (2) 用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別で、遠隔点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業(・②)(略) きる記号、 番号等

(5)(4) (新設) (略) (略) 実施 日時

あ

(13)

口

(3)(1)) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業(・②) (略) 業務後の遠隔点呼に係る事項(略)

き用る自 日号動 登 録 番 号 そ \mathcal{O} 他 の当 該 事 業 用 自 動 車 を 識 别 で

(8)(5)(4)5

道路及び運行を受けた運行 行転 の者 状 等 況が 従 事 する運行の業務に係る事 業

(10) (9)(略) (略) は、運転者等が四条第三号に関 が掲 点げる 呼を場 受所に た場所においては 遠 隔 点呼 を行 う 場 一合に あ

(11)呼

業用自動車を識別行の業務に係る事 で業

の業務に係る事

(1) 遠隔点呼を行った
(3) 遠隔点呼を行った
(3) 遠隔点呼を受けた運転者等
(4) 遠隔点呼を受けた運転者等
(5) 点呼の方法
(6) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に
用自動車、道路及び運行の状況
用自動車、道路及び運行の状況
がそれの有無についての確認の結果
おそれの有無についての確認の結果
おそれの表現である。
「本名等の、「 ができない、疲労、

る輸送 遠遠遠事送その 隔隔隔項安の

(3)(2)(1)係 点点点 呼呼呼 を受けたを行った た た た 走 運 選 者 転転の 者者氏 等等名 がの 従氏 事名 する 運 行 \mathcal{O} 業務 に に係る事

業

き用 実施日 録 番 番号その

他 \mathcal{O} 当 該 事

業 用

自 動

車 を

識

別

で

時

新(9) び(8)(5)(4) (運運⁽⁷⁾遠る自 略行転 隔記動 を行の状況 (略) というには、 (略) というにも、番目がは、 (略) というには、 (略) というには、 (略) というには、 (略) というには、 (を) といいは、 (を) というには、 (を) というには、 (を) というには、 (を) というには、 (を) といいは、 (を) 従

事

した運

!行の業務に係る事

業用

自

動 車

道

路

及

新[10] 設

に

新 設

呼

に

きるこ 用自 動 車 0 自 番 号 動 時等車 登 録 番 号そ \mathcal{O} 他 の当該 い事業用: 自 動 車 -を 識 別 で

- (6)(5)(4)
- (7)
- (4) 遠隔点呼の日時(4) 遠隔点呼の日時(5) 点呼の方法(6) 運転者にあっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画知器使用時の静止画又は動画を受けた運転者のあっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画おそれの有無についての確認の結果があっては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器はよる測定結果及び酒気帯びの有無にから、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検証を開いる。 (8)
- + (11) (10) (9)

その他必要 な 項

九 {

(略)

第六条 遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件 遠隔点呼機器を設置する施設及び環境 は

たすものでなけ ħ ばならない。

(略)

全身を遠隔点呼 他の撮影機器に る場所以外での なりすまし、 アル 遠隔点呼の実施を防止するため、 0 実 ŋ 施中に随時明瞭に確認することができること。 コール検知器の不正使用及び第四条各号に 行 ·管理者等が遠隔点呼を受ける運転者等の ビデオカメラその 掲げ

三. 略

(遠 隔点呼実施時の遵守事 項

第七条 る事項を遵守しなけれ (を遵守しなければならない。事業者及び運行管理者等は、 遠隔点呼を行うときは、 次に掲げ

(略

遠隔点呼を行う 運 行管理者 は、 運 転者等 が事業用自動車 \mathcal{O} 運 行 \mathcal{O}

> 九 \ + -略

第六条 (遠 隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件) 遠隔 点呼機器 を設置する施設及び環境の 要件 は

次

0

とおりと

する。

次

に掲げる要件を満

二 なりすまし、アルコール 視カメラを備え 身 \mathcal{O} を随時、 遠隔点呼の実施を防止するため、 略 明瞭に確認することができること。 運行管理者等が、 検知器の不正使用及び 遠隔点呼実施場所の天井等に監 遠隔点呼を受ける運転者等の全 所定の場所以外

Ξ. 兀

(遠隔点呼機器の運用上の遵守事項)

第七条 事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うにあたっては、 に掲げる事項を遵守しなければならない。

次

<u></u> 5 匹

五. 遠隔点呼を行う運行管理者は、 運転者等が事業用自 動 車 0 運 行 \mathcal{O}

等の属する営業所の運行管理者等に連絡すること。 業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転 者

転者等の属する営業所において、代替措置を講じることができる体事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運前号の場合にあっては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者が 制を整えること。 前号の場合にあっては、事業者は、

る点呼を行うことができる体制を整えること。 管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められてい 場合にあっては、遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった

八~十 (略)

とを、映像により確認すること。 者等を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けているこ いる運転者等に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転―― 遠隔点呼を行う運行管理者等は、第四条第三号に掲げる場所に

(業務後自動点呼の実

第八条 を受けようとする運転者等の 業務後自動 弱点呼は、 次に掲げる場所において、 属する営業所 0 運 行管理者等が当該運転 業務後自動点呼

╅等に対し行うことができるものとする。 運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫

場所 務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する属する営業所又は当該営業所の車庫でない場合にあっては、当該業工転者等が従事する運行の業務を終了した場所が当該運転者等の

(自動点呼機器の機能の要件)

第九条 自動点呼機器は 次に掲げる要件を満たすも のでなければなら

略

業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者 が所属する営業所の運行管理者等に連絡すること。

体制を整えること。 転者等の所属する営業所において、代替措置を講じることができる転者等の所属する営業所において、代替措置を講じることができるいと判断した運事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運 体制を整えること。

七 行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められて場合にあっては、遠隔点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運、遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった いる点呼を行うことができる体制を整えること。

八~十

第八条 いて、 八条 業務後自動点呼は、(業務後自動点呼の実施) 当該営業所に所属する運転者等に対し行うことができるものと 事業者の営業所又は当該営業所の車庫にお

(新設)

する。

(新設)

(自動点呼機器の機能の要件)

第 九 条 自 動点呼機器の機能の 要 外は 次のとおりとする

略

すること。 磁的方法により 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、 記録 Ĺ かつ、 その記録を一年間保存する機能を有壁転者等ごとに、次に掲げる事項を電

ル 第八条第二号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合イ〜ヌ (略) にあっては、 運転者等が点呼を受けた場所

(略)

十二~十四

(自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件)

第十条 受ける運転者等の全身を業務後自動 確認することができること。 オカメラその他の撮影機器により、 る場所以外で業務後自動点 なりすまし、 アルコール検知器の不正使用及び第八条各号に掲 呼 が行 点呼の実施中又は終了後に明瞭に運行管理者等が業務後自動点呼を われることを防止するため、ビデ

第十 ては、次に掲げる事項を遵守しなけれ十一条 事業者及び運行管理者等は、(業務後自動点呼実施時の遵守事項)

(略)

呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。止するため、業務後自動点呼に用いる自動点呼機器が業務後自動点行う場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防 事業者は、 第八条第一号に掲げる場所において業務後自動点呼を

なった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の十 自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難と四〜九 (略) 行う体制を整えること。運行管理者等による対面占なった場合に、業務後自動

(略

+ 磁的方法により記録 すること。 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電 かつ、 その記録を一年間保存する機能を有

イ〜ヌ

(新設)

十二~十四(略)

第十条 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場(自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件) 瞭に確認することができること。

「点呼を受ける運転者等の全身を常時又は業務後自動点呼実施後に、実施場所の天井等に監視カメラを備え、運行管理者等が、業務後自 業務後自動点呼 が実施されることを防止するため、 |業務後自動点呼実施後に、明運行管理者等が、業務後自動点呼 所以外

第十一条 事業者及び運行管理者等は、(自動点呼機器の運用上の遵守事項) ては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 業務後自動点呼を行うにあた

一・二 (略)

三事業者は、 呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。止するため、業務後自動点呼に用いる自動点呼機器が業務後自動点一 事業者は、所定の場所以外で業務後自動点呼が行われることを防

十、自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難、四〜九、(略) の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼なった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者等が所属する営業所 を行う体制を整えること。

十二 業務後自動点呼を行う運行管理者等は、第八条第二号に掲げる
場所において運転者等が業務後自動点呼を受ける場合にあっては、
あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で業務
 後自動点呼を受けていることを、当該業務後自動点呼の実施中又は
終了後に静止画又は動画により確認すること。

附

則